

*整理番号 04-388

区政情報開示請求書

(提出先)

2023（令和5）年1月25日

- 足立区長
- 足立区教育委員会
- 足立区選挙管理委員会
- 足立区監査委員
- 足立区農業委員会

請求者 氏名 半沢一宜 (はんざわ・かずのり)

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

〔上記[レ]印を付した実施機関に
対して請求します〕

住所 XXXXXXXXXX

電話 XXXXXXXXXX

〔団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号〕

連絡先 氏名 (同上)

電話 XXXXXXXXXX

〔団体の場合は、担当者の氏名、電話番号〕

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します

請求の内容	足立区と警察（竹ノ塚警察署または警視庁本庁）が、竹ノ塚駅南側の伊勢崎線第37号踏切跡の東詰において、歩行者や自転車や車いすの人など（以下「歩行者等」という。）が区道足立2号線（通称・赤山街道）を横断できなくする措置を取るに至った事案に係る、足立区と警察との協議内容を記録した書面（会議録など）の一式 (2023（令和5）年1月23日に開かれた足立区議会交通網・都市基盤整備調査特別委員会での報告資料の28頁に日付の記載がある物すべて)
開示の方法	1. 閲覧 2. 視聴 ③ 写しの交付
開示を請求する理由・目的	足立区が警察と共に、UR竹ノ塚第2団地付近と竹ノ塚駅東口付近との間を行き来する歩行者等の交通権（移動の自由）を一方的に制限する事案が発生していることについて、足立区と警察の両者がそれぞれどのような見解を主張していたかなど、上記の措置を決定するに至った協議経過の詳細を検証したいため
*受付場所	① 区政情報課 2. その他（ ）

(注意)

1. 公開を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。
2. 住所以外に日中で連絡のつき易い所のある方は、連絡先を記入して下さい。
3. *の欄は記入の必要はありません。

- この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。
- この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内に行い、速やかに文書により通知します。
【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】
- この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について非開示決定がされたものとみなすことができます。
- 開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。
- この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。
- 問い合わせ先 足立区役所 区政情報課 3880-5225

收受印

